

ケアハウス第2はなの里 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こもはら福祉会（以下「法人」という。）が設置するケアハウス第2はなの里（以下「ケアハウス」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入所者の生活の安定及び充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 ケアハウスは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

2 ケアハウスは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供を行うよう努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(職員の職種、数及び職務の内容)

第3条 ケアハウスにおける職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

施設長は、ケアハウスの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次の業務を行う。

① 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る。

② 苦情の内容等の記録を行う。

③ 事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。

(3) 介護職員 1名以上

介護職員は、入所者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。

(4) 事務員 1名

事務員は、必要な事務を行う。

(ハラスメント対策)

第4条 ケアハウスは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

(入所定員)

第5条 ケアハウスの入所者定員は、30名とする。

(サービス内容)

第6条 ケアハウスが提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 食事

(2) 入浴

(3) 相談、援助

2 前項のほか、ケアハウスは、入所者の健康保持に努めるとともに定期的に健康診断を受ける機会を提供するものとする。

(利用料等)

第7条 ケアハウスは、入所者から次の費用の額の支払いを受けるものとする。

(1) サービスの提供に要する費用（県が定める額） 別紙のとおり

(2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費） 別紙のとおり

(3) 居住に要する費用 別紙のとおり

(4) 居室に係る光熱水費 実費

2 入所者は、毎月の利用料等を施設の指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。

3 入所者は、施設が行う特別なサービスを利用した場合、これに要する費用を支払うものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(衛生管理)

第9条 ケアハウスは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 ケアハウスにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、法令等

において規定されている必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間想定の実施するものとする。

3 利用者は、防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

(業務継続計画の策定等)

第11条 ケアハウスは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの継続的な提供の実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

2 ケアハウスは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 ケアハウスは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 ケアハウスは、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 ケアハウスは、サービス提供中に当該ケアハウスの職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 ケアハウスは、入所者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 ケアハウスは、身体拘束等の適正化を図るため法令等において規定されている措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 ケアハウスは、職員の資質向上のために研修の機会を設けるとともに、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 ケアハウスの職員は、正当な理由なしに、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、これらの秘密を保持する。

3 ケアハウスは、入所者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本法人とケアハウス施設長との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第15条 この規程を改正又は廃止したときは、社会福祉法人こもはら福祉会理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(全部改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(別紙第7条関係金額変更)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(別紙第7条関係金額変更)

別紙（第 7 条関係）

ケアハウス第 2 はなの里 料金表

○ 基本利用料早見表（分割払いの場合：月額）（単位：円）

収入による階層区分(年収)	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合 計
1,500,000 以下	10,000	46,362	61,100	117,462
1,500,001～1,600,000	13,000	46,362	61,100	120,462
1,600,001～1,700,000	16,000	46,362	61,100	123,462
1,700,001～1,800,000	19,000	46,362	61,100	126,462
1,800,001～1,900,000	22,000	46,362	61,100	129,462
1,900,001～2,000,000	25,000	46,362	61,100	132,462
2,000,001～2,100,000	30,000	46,362	61,100	137,462
2,100,001～2,200,000	35,000	46,362	61,100	142,462
2,200,001～2,300,000	40,000	46,362	61,100	147,462
2,300,001～2,400,000	45,000	46,362	61,100	152,462
2,400,001～2,500,000	50,000	46,362	61,100	157,462
2,500,001～2,600,000	57,000	46,362	61,100	164,462
2,600,001～2,700,000	64,600	46,362	61,100	172,062
2,700,001～2,800,000	64,600	46,362	61,100	172,062
2,800,001～2,900,000	64,600	46,362	61,100	172,062
2,900,001～3,000,000	64,600	46,362	61,100	172,062
3,000,001～3,100,000	64,600	46,362	61,100	172,062
3,100,001 以上	64,600	46,362	61,100	172,062

（備 考）

（夫婦で入居された場合の特例）

- ① 「サービスの提供に要する費用」は、夫婦で入居される場合は夫婦の収入を合算し、1/2をそれぞれ個別の対象収入として、その額が150万円以下の場合には30%減額した額を徴収することになります。
- ② 「居住に要する費用」は、ご夫婦で入居される場合、お1人のみ30%減額した額、42,770円になります。

(居室を明け渡す場合)

居室の原状回復のための修理若しくは取替に要する費用（居室及びカーテンのクリーニングを含む）を退居者及び身元保証人と協議の上、別途お支払いいただきます。

○基本利用料金表（一括前払いの場合 14,128,000）

（単位：円）

収入による階層区分(年収)	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1,500,000 以下	10,000	46,362	0	56,382
1,500,001～1,600,000	13,000	46,362	0	59,362
1,600,001～1,700,000	16,000	46,362	0	62,362
1,700,001～1,800,000	19,000	46,362	0	65,362
1,800,001～1,900,000	22,000	46,362	0	68,362
1,900,001～2,000,000	25,000	46,362	0	71,362
2,000,001～2,100,000	30,000	46,362	0	76,362
2,100,001～2,200,000	35,000	46,362	0	81,362
2,200,001～2,300,000	40,000	46,362	0	86,362
2,300,001～2,400,000	45,000	46,362	0	91,362
2,400,001～2,500,000	50,000	46,362	0	96,362
2,500,001～2,600,000	57,000	46,362	0	103,362
2,600,001～2,700,000	64,600	46,362	0	110,962
2,700,001～2,800,000	64,600	46,362	0	110,962
2,800,001～2,900,000	64,600	46,362	0	110,962
2,900,001～3,000,000	64,600	46,362	0	110,962
3,000,001～3,100,000	64,600	46,362	0	110,962
3,100,001 以上	64,600	46,362	0	110,962

○基本利用料金表（半額前払いの場合 7,000,000 円）

（単位：円）

収入による階層区分(年収)	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1,500,000 以下	10,000	46,362	31,800	88,162
1,500,001～1,600,000	13,000	46,362	31,800	91,162
1,600,001～1,700,000	16,000	46,362	31,800	94,162
1,700,001～1,800,000	19,000	46,362	31,800	97,162
1,800,001～1,900,000	22,000	46,362	31,800	100,162
1,900,001～2,000,000	25,000	46,362	31,800	103,162
2,000,001～2,100,000	30,000	46,362	31,800	108,162
2,100,001～2,200,000	35,000	46,362	31,800	113,162
2,200,001～2,300,000	40,000	46,362	31,800	118,162
2,300,001～2,400,000	45,000	46,362	31,800	123,162
2,400,001～2,500,000	50,000	46,362	31,800	128,162
2,500,001～2,600,000	57,000	46,362	31,800	135,162
2,600,001～2,700,000	64,600	46,362	31,800	142,762
2,700,001～2,800,000	64,600	46,362	31,800	142,762
2,800,001～2,900,000	64,600	46,362	31,800	142,762
2,900,001～3,000,000	64,600	46,362	31,800	142,762
3,000,001～3,100,000	64,600	46,362	31,800	142,762
3,100,001 以上	64,600	46,362	31,800	142,762

（備考）

- ① 入居契約の締結から契約解除又は契約終了までの期間が20年未満の場合、一括前払い及び半額前払いで納入された「居住に要する費用」については、次の算式により計算した金額を返還します。ただし、入居期間が20年を超える場合は返還しないものとします。

$$(\text{居住に要する費用}) \times \left[1 - \frac{\text{契約の月数}}{20 \text{ 年} \times 12 \text{ カ月}} \right]$$

- ② 居室を明け渡す場合、居室の原状回復のための修理若しくは取替に要する費用（居室及びカーテンのクリーニングを含む）を退居者及び身元保証人と協議の上、

①の返還金から差し引くものとします。ただし、返還金がない場合は、別途お支払いいただきます。

『共通事項』

(支払額の算定)

「サービスの提供に要する費用」

- ① 月の初日で契約する場合 : 当月分全額
- ② 月の途中で契約する場合 : 翌月から全額
- ③ 契約解除により退居する場合 : 当月分全額

「生活費」

- ① 月の初日で契約する場合 : 当月分全額
- ② 月の途中で契約する場合 : 日割り計算した額
- ③ 契約解除により退居する場合 : 日割り計算した額

「居住に要する費用－分割払い・半額前払いの場合」

- ① 契約する場合 : 契約締結日より日割り計算した額
- ② 契約を解除する場合 : 当月分全額

(自己負担)

居室で使用する水道光熱費、電話料金、テレビ受信料、コインランドリー等の費用

(冬期加算)

11月～3月の間は、冬期加算として月額2,168円(県の基準)をお支払いいただきます。